

## 追加6-11

# 事業承継対策

### 3 相続対策

事業承継に限らず、私たち個人のケースでも円満な遺産の分割や納税資金準備のために相続対策はとても重要です。

#### (1) 遺産分割対策

将来、相続が開始した場合において共同相続人による遺産分割でトラブルが発生することを防ぐために、被相続人が生前に遺産の分割方法等について意思を明確にしておくには遺言（6-3節）が効果的です。遺産の大部分を不動産などの分割が困難な財産が占める場合は、その対策として、被相続人が生前に不動産の一部を換金して金融資産で保有することや不動産を特定の相続人が取得する代わりとして、当該相続人が他の相続人に自己の固有財産を交付する代償分割（6-2節）が遺産分割対策として有効です。

#### (2) 納税資金準備

被相続人を契約者・被保険者、死亡保険金受取人を相続人とする生命保険に加入することで、相続税発生時には死亡保険金を納税にあてることができ、相続税における「死亡保険金の非課税（6-4節）」の適用も受けることができます。

また、納税資金準備対策とは直接関係しませんが、相続により相続税を納付した後、相続人が相続により取得した土地を一定期間内（相続開始の翌日から、相続税申告期限の翌日以後3年以内）に売却した場合には、譲渡所得の金額の計算上、相続税額のうち一定額を取得費に加算することができます。これを「相続税取得費加算の特例」といいます。